



目次	ページ
規 則	
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県理学療法士養成奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課)	2
○自動車税及び自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (")	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退の届出 (")	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○保安林の指定の予定 (")	2
○公共測量の終了の通知 (2件) (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	3
◎高知県立室戸体育館の指定管理者の指定 (公園下水道課)	3

◎高知県立池公園の指定管理者の指定 (")	3
◎高知県立室戸広域公園、高知県立土佐西南大規模公園 (大方地区・佐賀地区) 及び高知県立土佐西南大規模公園 (中村地区) の指定管理者の指定 (")	3
◎告示 (民生委員の定数の定め及び告示の廃止) の廃止 (地域福祉政策課)	3
公 告	
○都市計画公聴会の開催 (都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (")	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	4

規 則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月27日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号
高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和45年高知県規則第50号)の一部を次のように改正する。
第2条の見出し中「短期課程」を「短期課程及び普通職業訓練以外の職業訓練」に改め、同条中「第1条第4項」を「第1条第5項」に、「短期課程」を「短期課程及び普通職業訓練以外の職業訓練」に改める。
附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
~~~~~  
高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月27日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第18号**

**高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則**  
高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年高知県規則第58号)の一部を次のように改正する。  
第3条第6号を同条第7号とし、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。  
(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあっては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書  
第4条第1号中「すべて」を「全て」に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
~~~~~  
高知県理学療法士養成奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年3月27日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号
高知県理学療法士養成奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則
高知県理学療法士養成奨学金貸与条例施行規則(昭和48年高知県規則第26号)は、廃止する。
附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第143号
漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成27年3月26日(揭示済)
高知県知事 尾崎 正直

布加入区
浜改田加入区

高知県告示第144号
漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成23年3月高知県告示第175号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成27年3月25日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月26日（揭示済）	高知県知事 尾崎 正直
布加入区 浜改田加入区	
高知県告示第145号	
高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。	
平成27年3月27日	高知県知事 尾崎 正直
1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称 高知市長浜3106番地3 一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所	
2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称 高知市長浜3106番地3 一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所	
3 指定期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
高知県告示第146号	
高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。	
平成27年3月27日	高知県知事 尾崎 正直
1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称 高知市大津乙1879番地5 一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部	
2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称 高知市大津乙1879番地5 一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部	
3 指定期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	
高知県告示第147号	
医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。	
平成27年3月27日	高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日 小 松 齒 科 香美市土佐山田町百石町一丁目 平27・3・3 6-12	

高知県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第15条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項及び生活保護法施行規則第15条の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退について次のとおり届出があった。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 辞退年月日
池 産 婦 人 科 宿毛市中央二丁目6-16 平27・3・19

高知県告示第149号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定をした。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成27年2月27日	株式会社孝志 高岡郡越知町越知甲902番地1	ショートステイおちあゆ 高岡郡越知町越知甲902番地1 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
平成27年3月2日	有限会社あさひ薬局 高知市栄田町三丁目7-2	あさひ薬局 香美市土佐山田町東本町四丁目1-36 居宅療養管理指導

高知県告示第150号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡三原村下長谷字シロ山1560の5、1560の7

- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第151号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡佐川町本郷字八郎畑3137、宇本山3132、古畑字ホグチ376
 - 指定の目的
干害の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第152号

清水第三土地区画整理組合理事長から平成26年9月高知県告示第526号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成27年3月1日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第153号

香美市長から平成26年10月高知県告示第566号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成27年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年3月27日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大豊物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町柳瀬字 エンシヨ1076番2から 香美市物部町柳瀬字 エンシヨ1085番6まで	前	9.1 }	97 31.0
	後	9.1 }	
		31.0	97

高知県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大豊物部
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市物部町柳瀬字エンシ ヨ1076番2から 香美市物部町柳瀬字エンシ ヨ1085番6まで	97	平成27年3月27日

高知県告示第156号

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号）第21条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称

高知県立室戸体育館

- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
室戸市浮津25番地1
室戸市
- 3 指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

高知県告示第157号

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立池公園
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
- 3 指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

高知県告示第158号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により施設ごとに指定管理者の指定をしたので、同条例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高知県立室戸広域公園
(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
(2) 指定期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 2 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）
(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
幡多郡黒潮町浮鞭3573番地5
特定非営利活動法人NPO砂浜美術館
(2) 指定期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）
(1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
四万十市不破出来島2058番地20
公益財団法人四万十市公園管理公社
(2) 指定期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

高知県告示第159号

平成16年11月高知県告示第663号（民生委員の定数の定め及び

告示の廃止）は、平成27年3月31日限り廃止する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に係る者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（3・4・10高知空港線）
- 2 縦覧図書
高知広域都市計画道路の都市計画変更（素案）概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所都市整備課
- 4 縦覧期間
平成27年3月30日（月）から同年4月13日（月）まで
- 5 公聴会の日時
平成27年4月27日（月）午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の場所
高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所4階大会議室
- 7 公述申出書提出期限
平成27年4月16日（木）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成27年1月29日 26高都計第503号	南国市浜改田字鳥養 831番6	南国市浜改田10番 地の13 濱田 良子

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に掲げる事業」を「同条第14項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の32の4に規定する子育て援助活動支援事業」に、「保護者等相互援助事業」を「子育て援助活動支援事業」に改める。

第13条第1項の表1の項から5の項までの規定中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表6の項中「必要と」を「必要があると」に改め、同表7の項から9の項までの規定中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表10の項及び11の項中「必要と」を「必要があると」に改め、同表13の項及び14の項中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表15の項中「1日2回」を「1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び60分の1日2回」に改め、「。1回45分」を削り、同表16の項から20の項までの規定中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表21の項中「必要と」を「必要があると」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~  
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第10号**

**公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表1の項から5の項までの規定中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表6の項中「必要と」を「必要があると」に改め、同表7の項から9の項までの規定中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同

表10の項及び11の項中「必要と」を「必要があると」に改め、同表13の項及び14の項中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表15の項中「1日2回」を「1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び60分の1日2回」に改め、「。1回45分」を削り、同表16の項から20の項までの規定中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表21の項中「必要と」を「必要があると」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~  
警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第11号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に掲げる事業」を「同条第14項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の32の4に規定する子育て援助活動支援事業」に、「保護者等相互援助事業」を「子育て援助活動支援事業」に改める。

第12条第1項の表1の項から5の項までの規定中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表6の項中「必要と」を「必要があると」に改め、同表7の項から9の項までの規定中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表10の項及び11の項中「必要と」を「必要があると」に改め、同表13の項及び14の項中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表15の項中「1日2回」を「1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び60分の1日2回」に改め、「。1回45分」を削り、同表16の項から20の項までの規定中「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に改め、同表21の項中「必要と」を「必要があると」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第2の5級の項中
「鑑識指導官」
を
「鑑識指導官
交通事故分析官」
に改める。